

【パブリックコメント補足資料】

本計画における用語の定義について

大網白里市空家等対策計画における各用語の定義については、次のとおりです。

1 「空き家」と「空家等」

- (1) 「空き家」とは、一般的にいう空き家（家屋）を指しています。
- (2) 「空家等」とは、法令に定義された用語であり、「**建築物**（※1）又はこれに**附属する工作物**（※2）であって、**居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの**（※3）及びその**敷地**（立木その他の土地に定着する物を含む。）」を指します。

※1 「建築物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門又は塀等をいいます。

※2 「附属する工作物」とは、ネオン看板など門又は塀以外の建築物に附属する工作物をいいます。

※3 「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とは、建築物などが長期間にわたって使用されていない状態をいいます。たとえば、年間を通じて建築物の使用実績がない場合を指します。

2 所有者等

空家等の所有者、占有者又は管理者を指します。

3 特定空家等（次のいずれかに該当する空家等を指します。）

- (1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4) 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4 管理不全空家等

適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にある空家等を指します。